

令和六年十二月二十四日受領
答弁第六六六号

内閣衆質二一六第六六号

令和六年十二月二十四日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員竹上裕子君提出外国人の国民健康保険料等の支払状況の実態調査及び外国人の医療保険制度を別立てにすることに關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員竹上裕子君提出外国人の国民健康保険料等の支払状況の実態調査及び外国人の医療保険制度を別立てにすることに関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「調査」については、令和六年五月十五日の衆議院厚生労働委員会において、武見厚生労働大臣（当時）が「どのようなデータを把握すべきかという点については、その目的、さらに、調査にかかる自治体の負担などに配慮もしながら、法務省とも連携をして、こうした調査の在り方について丁寧に検討していくことが必要だと私は考えます。」と答弁したとおりであり、現在、厚生労働省を中心に地方自治体等と調整を行いながら、「調査」に向けて必要な検討を行っているところであるが、お尋ねの「検討状況並びに進捗状況」及び「今後の方針」については、現時点で具体的にお答えする段階にない。

三について

医療保険制度は、社会連帯と相互扶助の理念等に基づき、国籍のいかんを問わず等しく保障を及ぼすべきであるという我が国の社会保険制度の基本的な考え方に照らし、外国人についても、適正な在留資格を有し、加入要件を満たしている場合には、原則として適用対象としているところであり、御指摘の「新た

な医療保険制度を創設する」べきとは考えておらず、したがって、お尋ねの「制度設計」について、政府として具体的に検討していないことから、その「メリット及びデメリット」についてお答えすることは困難である。